

1 者応札・1 者応募に係る改善方策について

平成21年7月
独立行政法人建築研究所

建築研究所では、平成19年度に策定した随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等を実施した結果、1 者応札・1 者応募となっているものについて、応札者等を増やし、より実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1 公告期間の十分な確保

これまで、休日を含めて10日間以上としていた公告期間について、今後は、原則として、参加確認のための申請書など事前提出必要書類の締切までの期間を土、日、祝日を除いて実質10日間を確保する。

2 応募要件の緩和・見直し

入札参加資格等の応募要件で、類似業務の受注実績を要件とする場合は、原則として公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人又は公益法人等）であることなどの発注元の制限は設けないこととする。また、受注実績の経過年数（過去5年間に限る等）についても、原則として制限は設けないこととする。

3 準備期間の十分な確保

業務等の内容に応じて契約（落札決定）後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定することとする。また、年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することとする。

4 タイムリーな調達情報の提供

所内の掲示板、建築研究所ホームページ等で公告周知を行っているが、より多くの者へ公告開始日に周知できるようにするため、調達情報のメール配信サービスを開始する。

5 業者等に対する調査

入札説明を受けたものの入札への参加を取り止めた業者等から取り止めを決定した要因及びどのような状況になれば参加が可能と考えるかなど事後にアンケート等を実施し、その結果を集約し検討したうえで対応可能なものは以後の入札等に反映させる。